

會學濟經學大國帝都京 叢論濟經

經濟叢論 每月一日發行
第四十九卷第二號 昭和十四年八月一日發行
大正四年六月二十一日第三號發售處可

號二第 卷九十四第

月八年四十和昭

論叢

近世初期の經濟思想……………經濟學博士 本庄榮治郎
 利子動態說について……………文學博士 高田保馬
 社會問題と國民的性格……………經濟學博士 石川興二

時論

小賣免許制の諸問題……………經濟學博士 谷口吉彥

研究

貨幣數量說の動學化としての期間分析……………經濟學士 青山秀夫
 英國の相續稅……………經濟學士 三谷道麿

說苑

京都信用保證協會の設立……………經濟學士 田杉競
 北京民衆の家計……………經濟學士 菊田太郎

附錄

彙報
外國雜誌論題

(禁轉載)

經濟論叢

第四十九卷 第二號 (通卷第貳百九拾號)

昭和十四年八月發行

論叢

近世初期の經濟思想

本庄榮治郎

一 序 言

徳川時代の經濟思想については私は既に之を論じた*。それは先づ當時における經濟思想の大體の傾向を述べ、ついで社會經濟狀態の變化に伴ふ思想の變化を明かにし、更に初期・中期・後期・末期の四期に分ちて思想の時代的變遷を概観し、最後に徳川時代經濟思想の特徴を説いたものであつた。本稿は右の時代的變遷のうちの初期についての經濟思想をやゝ詳しく概論し、併せて前稿の補訂となさんとするものである。

二 概 観

近世初期の經濟思想

第四十九卷 二六五 第二號

一

* 近世日本の經濟思想、經濟史研究第十九卷三號。
拙著、近世の經濟思想續篇所收

茲に初期と稱するは、幕府創立より元祿以前までを指す。即ち此期間は幕府創立以來既に八十年、慶長元和の殺伐な空氣が消え失せ幕府の基礎が確立し平和の時代を現出したときである。かくの如く平和の時代となつたら學問が一般に尊重され、武よりも文を重んずる傾向が次第に大となつた。従て經濟思想としては封建社會の確立に對して理論的基礎を與へたものが多いのは當然であり、農本思想や節儉論の如き、學者の齊しく認めてゐる處である。而も貨幣は既に普及せんとしつゝあつたから、自然經濟に對する貨幣經濟の發展・農民の疲弊に對する町人の優勢、諸侯の財政困難は漸く現はれて來た。茲に於て町人論や庶民の貧富懸隔等が論ぜられ、諸侯財政救済策も考へられ、また貨幣經濟と米遣經濟とを并立せしめんとする蕃山の一種の復古的保守的意見もあらはれたのであつた。

この期における經濟思想を窺ふべき主なる著述は次の如くである。

本 佐 錄

本多正信

天文七—元和二

一五三八—一六一六

翁 問 答(寛永十八)

中江藤樹

慶長一三—慶安元

一六〇八—一六四八

孟 徹 問 答

山崎闇齋

元和四—天和二

一六一八—一六八二

山 鹿 語 類

山鹿素行

元和八—貞享二

一六二二—一六八五

大學或問(貞享頃)

熊澤蕃山

元和五—元祿四

一六一九—一六九一

集義和書

熊澤蕃山

元和五—元祿四

一六一九—一六九一

集義外書

熊澤蕃山

元和五—元祿四

一六一九—一六九一

(備考) 右は人よりも寧ろ主要著書の年代によつて本期に入る可きや否やを定めた。従て宮崎安貞(農業全書—元祿九)貝原益軒(君子訓—元祿一六)等は次期に入る。山崎闇齋の「孟徹問答」は卷頭に「元祿中の事なりしが」云々とあるが、闇齋はそ

れより以前の天和二年に永眠してゐるから、元祿年中といふのは誤りで、天和以前のことであらう。猶、人については生年によらず歿年を採り、その順序に排列した。熊澤蕃山は熊澤了介とせず、從來通りの稱呼により熊澤蕃山とした。

三 封建制度の確立に關係ある諸論

近世初期の經濟思想が封建制度の確立と關聯を有することは既に述べた處であるが、今二三の點について其方面の思想を検討しやう。

(イ)階級論 封建制度の社會に於いて士農工商の階級的區別を認むることは當然のことであるが、徳川時代初期に於てもこの思想は勿論存してゐる。中江藤樹は

『人間尊卑の位に五だんあり。天子一等、諸侯一等、卿大夫一等、士一等、庶人一等、すべて五等なり。てんしは天下をしるしめす御門の御位なり。諸侯は國をおさむる大名のくらゐなり。卿大夫はてんし諸侯の下知をうけて國天下のまつりごとをする位なり。士は卿大夫につきそひて政の諸役をつとむるさふらひのくらゐなり。物作を農といひ、しよくにんを工と云、あき人を商と云。この農工商の三はおしなべて庶人のくらゐなり。』¹⁾

とし熊澤蕃山も亦同じくこの五等に區別してゐるが『大綱は五等なれ共、其一等一等に類ひ多し』²⁾とて各階級内に更に區別あることを説いた。山鹿素行も士の外に農工商の三民を區別してゐる。かくて所謂士農工商四民の區別は當時に於ても之を認むることが出来る。

次に階級の成立に關して素行は之を自然發生的に考へ

『凡そ天地の開け始し時は、君と云も臣と云もなく唯人間皆天地の氣を得て生々するまでの事也。其萬物の間に人は天地の正氣を得て智德萬物に過超す、故に裸なる身に衣服をきる事なし。米穀を以て食とし、魚鳥を取て飢を救ひ、竹木金石を以て百工を

1) 翁問答、日本倫理彙編、第一卷16頁。

2) 集義和譜、同上、394頁。

なし、住宅を構へ用具をなし、互に交易利潤して事たらしむ³⁾』

といひ、更に

『其品に高下前後あるが如しといへども、本一致にして更に不別也。而して其別あるゆへんは、これ不得已の處にあり。こゝに案するに、民は天地の氣を得、其理を受けて生々するの所、先口を養て飲食をなすの用あり、此養一日かくる時は疲勞してついに死に至るが故に、農耕の儀自ら出來す、農耕只手足を以て致す迄にはならざるが故に、木竹を以て是をなすといへども、其制不宣、こゝに於て木竹に制法を定め、金鐵をとらかして其耕農の具あらしむ。是農耕ありといへども百工あらざれば其用具たらざる處なり、衣服居室用具の制各如此、こゝに百工自ら營で自らはをあきないするといへども、遠方遠國に交易せしめ難きを以て其間に中次をいたして其勞役を以て養を得る。是を商賈と號す。以上三民の起るゆへんなり。三民ともに起るといへども、己が欲を專にして農は業に怠て養を全くせんことを欲し、或は弱をしのぎ、少を侮り、百工は器を疎にして利の高からんことを欲し、商賈は利をほしいまゝにして奸曲をかまふ。是皆己が欲をほしいまゝにして其節を不知、盜賊爭論やむことなく、其氣質のまゝにして人倫の大禮を失するがゆへ、人君を立て其命を受くる所とし、教化風俗所因とす。然れば人君は天下萬民のために立其極たるゆへんにして人君己が私する所に非ざる也。是士農工商の起る所、天下の制用全き所と可謂、されば民聚て君立ち、君立て國成の所以なれば、民は國の本と可謂也⁴⁾』

とし、熊澤蕃山は

『まづ人の初は農なり、農の秀たる者に誰とり立つるとなく、すべて物の談合をし指圖をうくれば事調りぬる故に、其人の農事をば寄合せて、つとめ、惣の裁判のために撰びのけたるが士の初なり。在々所々ありて後、又秀たるものに惣の士が談合し、ひきまはされて諸侯出來ぬ。又諸侯の内にて大に秀たる有り、其德四方へきこえ、おの／＼不及所は此人より出る故に寄合て、つがねとし天子と仰ぎたるものなり。扱士の中より公卿大夫と云ふものを立て、農のうちより工商を出して天下の萬事備り、天地の五行に配して五倫五等出來たるなり⁵⁾』

と説く、此等の議論は多分に儒教即ち支那思想の影響を受け、或は民本思想若くは民主主義的な見解の如くであり、封建思想と矛盾する如くにも考へられるが、此等の議論は一般的に階級發生の由來を述べたものであつ

3) 山鹿語類第一、國書刊行會本、1頁

4) 山鹿語類第一、168頁。

5) 集義和書、前掲書、397頁。

て、必ずしも我國の、殊に徳川時代の、階級成立を具體的に説明したものとはいひ難い。

(註) 或は素行の説について『中朝事實』に『仁德帝……躬を儉にし以て民の家を賑はし、無告を救ひ、民の貧富を以て天子の貧富と爲す。曰くそれ天の君を立つるは是れ百姓の爲なりと。然らば則ち君は百姓を以て本と爲すの詔は、實に人君の民を養ふの至戒たるものなり』とあるを引用して、その民本思想を我國の事實として説明し得る如くであるが、これとても一般に政治の理想を説いたものであつて、階級區別の成立を説明する傍證とすることは出来ないと思ふ。

次に階級の尊卑に關しては士を尊しとすることは當然である。前述の蕃山の武士は撰ばれたる者なりとの考の如きその一例であるが、庶民の階級については、農を尊ぶ傾向もあるも、後代の如く町人を無用とする意見は未だ現はれてゐない。藤樹は『農工商はくにの寶なれば、一しほあわれみはごくみて、其利を利としてその樂をたのしむやうに政をなすは、君の仁禮をおこなふ大がいなり』とし、蕃山は『農が本にて工商は農を助るものなり』といひ、また

『五穀ある者は魚なし。魚ある者は五穀なし。交易する時はたがひに用を達す。農業を事とする者は鋤かまを造るにいとまなし。鋤鎌を造る者は耕作をかぬる事あたはず。故に農人は易るに五穀を以てし、鍛冶は農具を造りてたがひに交易して各其所を得たり。萬物皆如此。又農人職人自來て易るにいとまなし。商人これを買取て相通ず』

と。素行は『三民一として不可缺、其間にも以農民爲重、農は衣食のよる所なれば也……工商は是に次げり』としてゐるが『すべて國土の國土たるは三民を以てすれば也』とし、或は『國に交易あらざれば有無を通すること難し是商賈の交易あるゆゑん也』と説き、また商賈の取扱ふ諸品は工の作る處であるから『工なくんばあらず』とし、農工商三民の必要なる所以を明かにしてゐる。¹⁰⁾

而して階級區別の嚴存が封建制度の維持には必要であるが、この點については、當時の意見は寧ろ各自がその

6) 山鹿素行集(近世社會經濟學說大系)391—392頁。

7) 翁問答、前掲書、28頁。

8) 集義和書、前掲書、396頁。

9) 同上、367頁。

10) 山鹿語類第一、169、257、258頁。

分を守つてその職に盡すべきことを説いたものである。即ち藤樹は『五等のうちにて貴賤貧富をえらばず、運命のほどにまかせて、無逸のつとめをはげまし、外のねがひ毛頭なきゆへに、富貴にてもおこらず貧賤にても詔はず、唯天理の眞樂を樂む外は他事なく候』¹¹⁾と述べてゐるが、蕃山が『孝經の心法は正心修身天命の分を安じて人々處所の位に隨て道を行なり。天の人を生ずること、物あれば則あり、天子の富貴にはをのづから天子の則あり、公侯伯子男をのづから則あり、卿大夫士其道あり、農工商其務あり、其の行ふ所の大小は各別なれども、孝の心法はかはりなし』¹²⁾といへるも亦同じ趣意を示せるものと見ることが出来る。

(口) 治農論 封建制度が土地に依存し、農民の租税によつて武士階級の生活が営まれてゐた當時に於て、農業を尊重したことは當然のことであり、又農民を必要なる階級と考へたことは勿論である。然し農民自體は之を愚昧なるものとし、之を憐むべきものと考へた。慶安の御觸書に『百姓は分別もなく末の考もなきものに候故』云々とあるが如き之れであり、或は又蕃山の『田分け』の説の如きも同様の考より出てたものである。農民救済の意見(蕃山)や社倉や義倉に關する議論(素行)も既に見えてゐるが、何れも農民憐憫の思想より發せしものであり、又その生産力の減退を防ぎ農民生活の存続を計らんがためでもあつた。

(註) 『世間にたはけといふ言葉は百姓の上より出て、田分にて候。たとへば高二百石の家督を兄弟二人分に分て、百石づゝ持たるまでは小鉢になりたるまでなり。その者又子どもを持て五十石づゝわけつれば、もはや地土のかどはたてがたき故に、平百姓に近くなれり。夫婦手づから農事をつとむれば、五十石にてもいまだとかくつきき侍り、又其百姓子共を持て、二十石三十石づゝわけて、次第にわけゆきぬれば、五石三十石づゝの高に成行候。それにてもあきなひ半分にて、米を食せずしてとかくわたれば、豐年にはかつえず候。奉公をいやがりて豐年にはなるべき程は不出。此故に奉公人すくなく侍り。凶年には其少高の百姓ども一

11) 翁問答、前掲書、41頁。

12) 集義和書、前掲書、393頁。

度にたほるゝゆへに、奉公人多のみならず、かつえ人出来候。村里に富人あれば、此たほれ者の田地を次第にかいと候。しかれば子孫のおとろへて、本を失ふことは、田分より初るゆへ、農人にてはなけれども、遠き慮なき、はなのさきなる者をば、たはけと申候なり。民は如此知慮なくしてをろかなるものなるゆへに、いにしへは上より民の所帯の法を立られしなり¹³⁾』

かくて農民を治むるの法は所謂正信主義即ち「本佐録」の治農論によつて代表せらるゝ所のものとなつた。即ち

『百姓は天下の根本也。是を治るに法有、先一人¹⁴⁾の田地の境目を能立て、扱一年の入用作食をつもらせ、其餘を年貢に收べし。百姓は財の餘らぬ様に不足なき様に治る事道なり。毎年立毛の上を以納事古の聖人の法也。如斯收時は過不及なし¹⁴⁾』

といひ、藩山が『年貢をとること甚すくなければ、民遊樂を好みて耕作の事おこたるものなり、甚多ければ飢寒を憂へて力足らず、おこたらず、うゑざる時は五穀の生ずること限りなし¹⁵⁾』といへるも全く同義であり、所謂「生きぬ様に死なぬ様に」との主義が徳川三百年を通じて實行されたものであつて、封建制度維持のための議論であることはいふ迄もない。

(ハ)儉約論 封建社會の維持は各自がその分を守ることである。従て分相應の生活をなすことが要求された。身分不相應の生活をなすことは奢侈であるから、寧ろ儉約が奨勵された。中江藤樹は

『きようとしわきとは、財寶をもちゆる大過不及のあやまりにて、いづれもわろし、たゞ棄用にもしわくもなく、中庸適當の用にあたるをよしとす。(中略)しわきも、きようなるも皆明德のくらきところよりおこりたる病にて、天下をうしなひ國をほろぼし家をやぶる根本なり。』¹⁶⁾

と説いてゐる。而して所謂中庸は『時と處と位とによくなひて相應したる義理を中庸となづけたり』¹⁷⁾とある。又廉と食とを區別して、

13) 集義外書、日本倫理彙編第二卷、16頁。
14) 日本經濟叢書第一卷、19頁。
15) 集義和書、前掲書、496頁。

16) 翁問答、前掲書、85頁。
17) 同上、86頁。

『廉るときはきたなき貪心なし、貪る心なければ財寶を己一人の私用にせんと欲心なし。欲心なければ蓄へるも施すも皆道理にしたがひ、おのれをも利し人をもすくふ公用となつて、萬物一體の心昧からず。(中略)金銀を集めてわれも使はず、人にも施さるをば古人かねのやつことおとしめり。夫金銀を重寶とするは我用を達し難儀をすくはんとなり』¹⁸⁾
 とて廉を勧めてゐる。蕃山も亦儉約と吝嗇と器用と奢とを區別して次の如く述べてゐる。

『儉約は我身に無欲にして人にほどこし、吝嗇は我身に欲ふかくして人にはほどこさず、器用は物をもとめず、たくはへず、あれば人にほどこし、なければなき分に候。奢はたくはへをかず、器用なるやうに見え候へども其用所はみな我身の欲のため榮耀のためにて候』¹⁹⁾

『仁あれば無欲なり、無欲なれば自然に儉なり、仁愛無欲より出たる儉ならずは、上下の爲にならず』²⁰⁾

とし、素行も

『位高く祿厚き人は上品の食を以て養とす、中下各これにしたがふべし。其間分限より儉するにあるべし。過奢は限りなきものにして多くの費あれば也』²¹⁾

と説いてゐる。然し何が分限相應であるか、藤樹の所謂『中庸』も蕃山の『無欲』も何れも抽象的である。尤蕃山が『茶碗皿よろづの焼物の多事五十年前には二十倍なり。むかし一通りもちたる者は今は十通も持候。澤山なる故に大事とせず、わりください。是は猶以今の十分の一にしても人の迷惑に及ぶべからず』²²⁾

といへることは、分相應の具體的例示とも考へられるが、『米のすたり』(後述)を論じたと同じく、物を粗末にせずとの考からも説かれたものであつて、必ずしも十分に減することが分相應といふ譯ではない。そは兎も角も當時儉約を責んだことは明かである。

18) 草卷六、(野村兼太郎編、日本經濟學說史資料第一分冊II頁)

19) 集義和書、前掲書、285頁。

20) 集義外書、前掲書、159頁。

21) 山鹿語類第二、394頁。

22) 集義外書、前掲書、14頁。

四 反封建的現象に對する議論

以上は封建制度を是認しての議論であるが、徳川初期に於ても封建制度と相容れざる現象は漸次起り來りつゝあつたため、その方面に關係ある意見も既に之を見ることが出来る。今その二三の點を舉ぐれば、

(イ)諸侯武士の窮乏 初期に於ける諸侯武士の窮乏は、一般的に見て後期に比すれば必ずしも大ならざるものであつたが、此期に於てもこの問題は切實なる問題として取扱はれた。山崎闇齋の「盡微問答」にも諸侯財政の困難から租税・御用金等にて足らず、町人より借財をなし家中を半知にしても償ふを得ず、後には領分の米を残らず銀主に取りられ、大名始め家中迄も皆銀主の扶持人の如くであると説き、華山も『今の世の中は貴賤共に借金のおひ倒れといふもの也、武士百姓つまりたれば工商も困窮す。是天下の困窮也』^(註23)と述べてゐるが、當時の武士救済策としては一般に節約論が説かれてをり、闇齋の『十萬俵の身上の家道をとりなほす提要』^(註24)も要するに量入制出を嚴守し節約を基礎として借金を返済せんとするものに外ならぬ。蕃山が節約の外に參觀交代制度の改正即ち『三年に一度の參觀、在府五十日六十日』を説いてゐることは注意すべきことであらう。^(註25)

(註一) 十萬俵の身上の家道をとりなほす提要²⁴⁾

初年目

四萬俵 家中の俸祿にあたる。

六萬俵 是迄借金皆済のため、領分百姓町人に給ふ。但此内二萬俵を來秋まで先納させ、是を勝手用とす。

二年目

23) 大學或問、日本經濟叢書第一卷、127頁。
24) 盡微問答、日本經濟叢書第一卷、116頁。

四萬俵 家中俸祿。二萬俵 去秋先納返濟。二萬俵 勝手用。二萬俵 不時の備の貯蓄とす

三年目

四萬俵 家中俸祿。二萬俵 勝手用。二萬俵 家中へ救米に給ふ。二萬俵 儲蓄

四年目

四萬俵 家中俸祿。二萬俵 勝手用

四萬俵 是迄三年勘定待くれと頼置たる他所の借金十分一廿分一返濟し、殘金は年賦に示談す

五年目

四萬俵 家中俸祿。一萬五千俵 家中増扶持。二萬俵 勝手用。一萬五千俵 他所借用年賦。一萬俵 儲蓄。

六年目同上、七年目同上、八年目同上、九年目同上、十年目同上。

十年目に至て儲蓄十萬俵の他所年賦十三萬俵。

(註二) 幕山は更に『武士の妻子大身は無用の遊びに日をくらし、小身は益なき事に勞して暇なし、道行はれ式定る時は、小身はいとまありて勞せず。大身は道藝を樂みて女事を思ふ。この時にあたりて、人々の屋敷の垣並に空地に桑をうゑて蠶すべし』云々と説いてゐるが之は後代の家中工業によつて武士の窮乏を救はんとするものではなく、寧ろ農業の餘暇ではなく、武士が暇にあかせて入念に蠶業に従事せば品質よき生絲及織物を作り出し、從て之によつて當時の輸入白糸及端物を防遏し正貨の海外流出を少くし得ることを説いたもので、他面より見れば武士の遊惰を制すること即ち遊民論の一端をなすものといひ得るが、家中工業を論じたものではない。

(□)財用の權 諸侯武士の窮乏は反面より見れば町人が財用の權を掌握したことである。貨幣經濟の下に於て町人が富を集めて、士農の困窮を生ずることは蕃山も既に之を説いてゐる。即ち曰く

『一には大都小都共に河海の通路よき地に都するときは、驕奢日々に長じてふせぎがたし。商人富て士貧しくなるものなり。二には粟を以て諸物にかふること次第にうすくなり、金銀錢を用ふること專なる時は、諸色次第に高直に成りて天下の金銀商人の手にわたり大身小身共に用不足するものなり。三には當然の式なき時は、事しげく物多くなるものなり。士は祿米を金銀錢にか

へて諸物をかふ。米粟下直にして諸物高直なる時は用足らず。其上に事滋く物多きにます／＼貧乏困窮す。士困すれば民にとること倍す。故に豐年には不足し凶年には飢寒に及べり。士民困窮する時は工商の者粟にかふべき所を失ふ。たゞ大商のみますます富有になれり。是財用の權庶人の手にあればなり』²⁶⁾

と。即ち武士窮乏の原因として、都市の發達、貨幣經濟の發展、制度なきことの三を挙げ、要するに財用の權が商人の手中に在るためなりとしてゐる。

蕃山はまた例を擧げて專賣に反對してゐる。即ち鹽專賣等に於て商人が巨額の運上を納めて鹽の獨占權を掌握する所以は、獨占的販賣によつて、その運上の何十倍かの利益を目的とするためであるから、それは一般消費者を苦ましむるものなりとし、又外來品の專賣即ち和蘭支那の商品を取扱ふ商人も販賣獨占權を行して數倍の利益を收め、國民は高價なる物を買はざるを得ざるに至るものであるとして反對してゐる。

『鹽堂和泉殿へ出入の町人、伊賀一國の鹽を御うらせ可被下候、左候は、五百枚の運上を指上可申と望申候。和泉殿聞たまひ、其町人はわれらの物をこそもらいてすぐべきに、我に過分の銀を毎年くれんことは何のよしみぞ。伊賀一國へ他の鹽うりをよせずして、一人にてあきなはゞ鹽の高直なる事常より三ばいすとも、百姓ども他より取事なるまじ、我に五百枚くれんといはゞ五千枚も一万枚も其町人がとらんとの事なるべし。我一國のものを迷惑させて、其町人に大分の得をとらすべき事は何事ぞ。畢竟我に五百枚くれて十ばいか二十ばいの利を附てとりかへさんといふ事なり。我國の百姓の物を、あき人とあいたいて、あひ盜にぬすめとか、其百姓の痛みは誰が損とするぞ。其様なるいたづら者は二度よするなとて、大にいかりたまへるとなり。又一人の町人望候やらん、他の國主の事にて候きや失念申候。一國の茶を一人にかはせ給はらば運上をあぐべきと申候へば、茶によらず、紙薪によらず、田作少き者が、さやうの物を作出して年貢にもたて、米にもかへて食とするものなるに、たゞ一人のあき人より外にかいてなくば、いかほど下直にいふとも、すてうりにも、うらずばなるまじ。たとへば茶をもつて、米千石の年貢に立てるを、其町人が二千石にもして我にくれば、一旦利の有やうにても、民のなんざかぎり有まじ。下々のつかれめいわくは不及申我等の物をかたりてとる也』²⁷⁾

かくて財用の權商人の手に移るときは遂には士民共に困窮し、利を得る者は大商のみなりとし、商人の間に於て貧富の懸隔あることを説いてゐる。

『商人、國天下の財用の本末を心に取得て、國天下の利をあみし、山澤の淺深、河海の運行をたなごころの内にす。故に商は日々に天下の事に委しく、士は日々に萬事にうとくなりぬ。たゞ庶人の私議するのみにあらず。財用の權、商の手にありて心のまゝに成ものなり。故に商日々に富て士日々に貧し、士の貧乏きはまる時は、民に取る事法なし。士民ともに困窮するときは天下の工商利を失し衣食を得べき便なし。よき者は僅かに富商の數十人のみ也。これを四海困窮すと云²⁸⁾』

かくの如く財用の權商人の手中に存する結果、武士が町人に従ふ如くなつた。蕃山は曰く

『商の心はやすき時に買、高時に賣、有所の物をなき處へ通するばかり也。工はたゞ其身の職分に心を入れて才力を盡すのみなり。大廻しの事は武士のみ知て彼等は手足の心にしたがふがごとくなる道理にて候。いまは手足の爲に心のつかはるゝに成申候²⁹⁾』

と。かくて蕃山は財用の權の商人の手に在るを非とし、富を有ち富を制するの權は一切を舉げて君主の手中に歸せしむべきことを論じてゐる。このことは、既に早く町人抑壓論の現はれたものといふべきであらう。

『聖人の大寶を位といひて富貴の權をとりて天下を平治し天地の造化を助くるものなれば國天下の政は財用の心得大事なり。貨幣は君子のいやしむものなれ共、財用の權をは下にわたさぬものなり。庶人はいやしきものなれども、是を制する權は上にあり。君子有德を尊て貨財をいやしとすれ共、天下の貨を制する權は上にあり。四海の困窮は財用の權の商にくだるよりをこる事あり³⁰⁾』

而して後に述ぶる米遣の法は町人の權を挫く一方法として考へられてゐる。尙素行も商人が利を貪り物價を左右するに至るため、之に對する制度を必要とし、價格の公定と常平倉の法による數量の調節とを述べ、富商の利を制し、物價を平準ならしむべきことを説いてゐる。³¹⁾

・(ハ)農村の疲弊 農民を治むるの法は前述の如くであるが、當時農民は租税の誅求に悩み未進ともなれば遂

28) 集義和書、前掲書、509頁。
29) 集義外書、前掲書、257頁。

30) 同上、224頁。
31) 山鹿語類第一、266頁以下。

には農村を去つて他に流浪するものが出来、他方には農村に於ても貧富の懸隔を生じた。蕃山はこのことを説いて曰く

『武士は常の祿あれば、たとひ凶年なりとても難義なるといふばかりにて饑寒には至らず。百姓は年中辛苦して作出したるものを、のこらず年貢にとられ、其上にさへたゞずして未進となれば催促をつけられ、妻子をうらせ、田畠山林牛馬までをもうらせとらるれば、其の百姓家をやぶりにて流浪し、行方なきものは乞食となり、たま／＼村里にはさまり居といへども、凶年には餓死をまぬかれず。甚しきものは有無の差別をもしらず、水ぜめ笠巻木馬などのせめをなす。これによりて病つきて死し、或は病者になりて用いたゞざるもあれども、いむ事なれば、うつたへもならず、凶年にて百姓の迷惑する時には、よき田地山林屋敷等を下直に買得などして、富人はいよく身代よろしくなるものあり。村里かじけて、とるべきやうなくして免をさぐれば、富人も諸百姓につれてともに免さがりて、ます／＼富有なり。此富有の民、五十家百家の中に一二家有を以て、百姓ゆるやかにて奢といへる成べし』³²⁾

(二)米遣ひの法 蕃山は更に米遣ひの法を説いてゐる。幕府及大名が財政上非常に困窮するに至りし當面の主たる原因は當時豊年打續き米價大に下落したるに在る。從來石に七八十匁なりしものが、その半値に下りて僅かに三四十匁となりしたため、米を賣拂つて經濟を立て來りし幕府武士農民も一統に困窮するに至つた。之を救済するためには米遣の法によつて米價の下落を防止するの外はない。然しそれは米の産出高を制限して米價を高直に維持せんとするのではなく、却て米の無用の浪費を避け、すたり米の^(註)なきやうにあらゆる手段を講じ成るだけ多く米を産出せしめながら、他の一方には價格を下落せしめざる方法を講ぜんとするもので、これ即ち米遣の法である。その法は米を以て金銀錢同様に流通貨幣の用をなさしめ、相場は當時の中値をとつて一石五十匁替としその割合により一般の賣買取引上に米を以て支拂ふことを許すの案である。³³⁾

32) 集義外書、前掲書、193頁。
33) 大學或問、前掲書、129—130頁。

『今は金銀錢の通用なる故、米を賣らでは公役も何も調らず、此故に大阪江戸の津にては賣米のみちく／＼て買ふ者少なければ、下直に成て諸人困窮す。根本國々の米は思ひの外にすくなし、米の直段を錢のごとく定て、京大阪江戸諸國共に諸色を米にて賣買し、吳服所をはじめて米にて渡さば其下の職人にも米にて渡し、諸物米にてかふべし。東國衆の京の買物西國衆と米爲替にもなるべし。』³⁴⁾

即ち金銀銅貨幣を中止するのではないが、米遣即ち米遣の法をも採用し、米にても銀にても、すべての賣買借金³⁵⁾の利子其他に支拂はしめんとするもので『米金銀錢きらひなく取遣りする』ことを認めたものである。「本佐録」に『天地の間に人ほどの寶はなし、又金銀は水火に入てもおぼれず、人につぎての寶也』³⁶⁾といひ、また「山鹿語類」に『凡そ天下の國用を利すること金銀銅錢に過ることあらず』³⁷⁾といへる如く、當時は寧ろ一般に貨幣を尊重したものであり、蕃山も五穀を第一とし金銀は五穀を助くるものなりとしてゐるから、右の米遣の議論も、貨幣經濟を廢して自然經濟に復せんとするものではなく、貨幣經濟と共に米遣の法を認めんとするものである。而も『五穀は多もたれぬものなれば、五穀つかひにすれば、商の利をあみすること成がたし。故に物下直に成て奔走せず、士民ともにゆたかにして工商常の産あり』³⁸⁾といへる如きは、之を以て町人の掌握せる財用の權を挫かんとする一手段となせるものである。尤それが爾く容易に實現し得べきや否やは大なる疑問であるが、たゞ貨幣經濟と自然經濟との矛盾を調和せんとする議論としてその意義を認むべきであらう。

(註) 蕃山は『米のすたり』として第一に『川堤の普請の仕様、其地理を不得してすたる米、六十餘州にて水年には大凡高百萬石はあるべし。又池所あれどもせず、すれども無功にて用すくなきすたり、旱年に多し。第二には江戸の大廻船、九州・四國・西國・北國より大阪への米船、破損のすたり數しらず、第三には昔の粟納變して米納となり、藏々にて蟲に成てすたる米數しらず、第四には酒屋昔に百倍して水に成てすたる米數しらず。第五にはたばこ地のすたり、第六には川に綿を作るすたり、第七には民力よ

34) 同上、130頁。

35) 同上、130頁。

36) 同上、20頁。

37) 山鹿語類第一、269頁。

38) 集義外書、前掲書、219—220頁。

39) 同上、220頁。

わく町に出来べき米のすくなきすたり、第八には南蠻菓子昔に百倍するすたり。如此のすたり此外に多かるべし⁴⁰⁾」

蕃山は更に農兵制度の昔に歸るべきことを主張してゐる。當時は兵農全く分離し、武士は城下に安居して驕奢を事とし、賦歛は頗る重かつたが、自ら養ふに足らざる有様であつた。蕃山乃ち農兵制度の昔に歸るべきことを主張し、武士を散して民間に土着せしめ、士と民とを分たずして十一の貢を上るべきことを説いてゐる。前述の參觀交代制度を寛にする所以も亦農兵説に因るものである。

『諸大名在江戸三年に一度五十日の古法にかへし給ふとて、たゞにかへし給はゞ國々にて私の奢生し、東に滅し西に生するごとくならば何の益もあるまじ。親の子の所帯を下知するごとく、公儀より下知せられば、前に云所の仁政行はれ、事調て後又餘りて置所なき米穀を以て農兵に返し給はん事易かるべし。是は士も民も悦ぶやうになくはかへしがたし。先民間の借物返したまはり、實の田地取返し賣たる田地も上より元銀にて買戻し給はるべし。』(中略)其上に士を民間に入さまに成て民に免一寸ゆるし給ふべし。(中略)士の在々に在付やうにすべし。又士の心得にも此後子々孫々生死を共にする譜代の民なれば、民の爲あしからぬやうにたしなむべし。軍役は民をつれて出る事なれば常に人を多くはかかへ置かず、二つ成にても三つ成にても足るべし。(中略)子々孫々に至りては士共に作人となりて十一の貢に歸すべし。』⁴¹⁾

農兵説といひ、米遣の經濟といひ、何れも復古的な思想を示すものといふことが出来る。『仁政は急にせず、自然に昔にかへすべし』といへる如き、蕃山の思想の據る所を知るべきであらう。⁴²⁾

五 結 言

徳川初期に於ける著名なる學者の思想については、尙多くの論すべきことが殘されてゐるが、本稿の目的は其處に存するのではなく、寧ろ當時の經濟思想の一般的の傾向を見んとしたのであつて、それは大體以上によつて

40) 大學或問、前掲書、129頁。

41) 同上、151—152頁。

42) 同上、148頁。

略ぼ明かであると考へる。

徳川初期の經濟思想は階級論に於て見たる如き一般抽象的な議論も存するが、寧ろ實際的な論議が多い。中江藤樹が『時と所と位と三才相應の至善をよく分別して、萬古不易の中庸をおこなふを眼とす』⁴³⁾といひ、その弟子である蕃山も亦屢々時・處・位といふ言葉を擧げて問題を論じてゐることによつても之を徴することが出来る。また蕃山が『仁政を天下に行はん事は富有ならざれば不叶』⁴⁴⁾といひ『人生れて飲食にあらざれば長ずることあたはず』⁴⁵⁾といへる如き、其他の學者も亦同様に經濟的活動を重視してゐることは注意すべきである。

當時の思想に支那思想の影響の著しきこと、并に當時の思想が封建社會を是認しての議論であることはいふ迄もない。或は分を守るとか足ることを知るとかの論は封建社會の維持には必要な觀念であらう。然し社會の實狀が貨幣の發達となり、町人の擡頭となるや、之に關する議論も多く現はれて來た。然しその論は後の時代に比すれば尙甚しく穩和であり、蕃山の如きは寧ろ復古的な思想に墮してゐる。これは反封建社會的現象が後代ほど甚しくなかつたためではあるが、また一面には支那思想の紹介から脱せず、或は社會の變轉に徹底的な批判を缺く等、思想界の發達の不十分であつたためにもよるであらう。

43) 翁問答、前掲書、54頁。
44) 大學或問、前掲書、127頁。
45) 集義和書、前掲書、497頁。